

都 監 第 1 0 0 号  
平成 30 年 2 月 22 日

都 城 市 長 様  
都 城 市 議 会 議 長 様  
都 城 市 農 業 委 員 会 会 長 様

都 城 市 監 査 委 員 新 井 克 美  
都 城 市 監 査 委 員 上 之 園 誠  
都 城 市 監 査 委 員 職 務 執 行 者 徳 留 八 郎

#### 定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を通知してください。

## 目 次

	ページ
第1 監査の種類	1
第2 監査の範囲	1
第3 監査の着眼点	1
第4 監査の主な実施内容	1
第5 監査の実施期間等	1
第6 監査の結果及び意見	2
1 業務委託契約等の履行確認について	2
2 補助金等の交付・確定事務について	3
3 行政財産の目的外使用等について	4
4 その他について	6
第7 まとめ	6

# 定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の範囲

平成28年度及び平成29年度（監査日現在まで）の財務に関する事務の執行状況

## 第3 監査の着眼点

本年度の監査は、財務に関する事務の執行及び本市の経営に係る事業の管理が、関係法令及び条例、規則等（以下「法令等」という。）に基づき、適切かつ効率的に行われているか、以前の指摘事項等の改善がされているか等について、都城市監査基準（平成29年度都監委訓令第1号）に基づき、実施した。

本年度は、特に委託業務の履行確認、補助金等交付事務及び行政財産目的外使用の申請、許可及び徴収事務に重点を置いた。

## 第4 監査の主な実施内容

監査の方法は、あらかじめ財務関係諸帳簿等の提出を求め、これら書類及び財務データについて、照合、調査及び確認の作業を経た後、実地調査を行い、必要に応じて関係職員からの説明を聴取する方法により、財務に関する事務処理等の適否について実施した。

## 第5 監査の実施期間等

実施期間は、平成29年8月23日から平成30年2月13日までである。

なお、監査の対象部局及び実地監査期間は、次のとおりである。

対象部局	実地監査期間
総合政策部・上下水道局	平成29年8月23日から 平成29年10月31日まで
商工観光部	平成29年8月23日から 平成29年11月2日まで
健康部・土木部	平成29年10月17日から 平成30年1月23日まで
六次産業化推進事務局・議会事務局 農業委員会事務局・監査委員事務局	平成29年12月1日から 平成30年1月23日まで

## 第6 監査の結果及び意見

### 1 業務委託契約等の履行確認について

#### (1) 履行確認の必要性について

業務委託契約における契約内容の履行の確保について、自治法第234条の2第1項は、「地方公共団体の職員は、……契約の適正な履行を確保するため…必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定している。

そして、都城市財務規則（平成18年規則第65号。以下「財務規則」という。）は、検査員が給付の完了を検査すること（第133条）、検査調書を作成すること（第135条）、及び契約代金は検査調書等に基づいて支払うこと（第66条第2項、第79条）を、それぞれ規定している。

また、都城市役務提供契約約款（平成21年度告示第333号）は、受注者は業務等を完了したときは速やかに発注者に完了報告を行うべきこと（第13条第1項）、発注者は完了報告を受けた日から起算して10日以内に検査を完了すべきこと（同条第2項）、受注者は検査に合格したときは契約代金の支払を書面で請求すべきこと（第14条第1項）等を、それぞれ規定している。

次に、自治法第234条の2第1項の規定に基づく「検査」（以下「完了検査」という。）は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の15第2項）。そして、完了検査に合格したものでなければ、契約に係る支出の手続を行うことができない（財務規則第139条第1項）。

そうすると、完了検査をするに当たっては、契約書及び仕様書等のほか、履行完了後に受注者から提出される完了報告書を精査することが極めて重要な行為といえる。

#### (2) 監査の結果

ア 都城市下水道事業地方公営企業法適用移行支援業務委託（契約金額73,494,000円）の成果品の一部である固定資産についての「不明資産一覧表」において、「不明工事」と記載された管渠等が多数あった。この中には、最近埋設した管渠（工事設計書が存在するもの）等についても「不明工事」とされたものが多数含まれていたにもかかわらず、このことを精査することなく検査検収をしていた事例があった（下水道課）。この業務委託は、下水道事業等が特別会計から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業会計へ移行するために行ったものであり、この目的は、「都城市が経営する公共下水道事業及び農業集落排水事業について地方公営企業法……を適用するに当たり、保有する固定資産の調査及び評価並びに法適用に係るあらゆる移行支援業務を行うこと」（本件契約書別記1（仕様書）第2条）である。これは、今後の企業会計において減価償却費算定の基礎となるものであり、資産管理上極めて重要な固定資産台帳の調製に関するものである。この事例は、担当者がこのような重要な固定資産台帳を作成するための業務委託である認識がなく、安易に検査検収を実施したために発生したものである。

なお、所管課は、この受託者に対して、本件契約書別記1（仕様書）第13条に基づき、成果品の修正を指示し、受託者は修正作業中である（平成

30年3月末完了予定)。この結果、固定資産台帳の調製作業が大幅に遅れている。

イ サシバ広場維持管理業務委託において、仕様書で提出が義務付けられている業務(草刈り)委託に関する写真(作業中及び完成後の3枚の写真)について、平成28年6月、8月、10月及び12月に作業したものにつき、いずれも同一のものが提出されていた。また、平成29年5月、7月、8月及び9月に作業したものにつき、完成後の写真が同一のものが提出されていた。これらの事例について、所管課は、履行確認の事実は現地で確認したとした上、受託者からは写真撮影を失念したため既存の写真を流用してしまったとの説明を受けていた、としている(道路公園課)。

業務完了の都度、写真の提出が義務付けられている趣旨は、委託業務の作業工程を明らかにするものであり、これは、業務委託の内容が適正に履行されているか否かを調査・確認するとともに、後日における調査・確認の事実を証明するものである。

### (3) 監査の意見

完了検査に合格したものでなければ、契約に係る支出の手続を行うことができない(財務規則第139条第1項)。したがって、担当者は、業務委託の履行確認の行為を励行することはもちろん、その履行確認の事実を明らかにし、もって市民に対する説明責任を果たすことに留意されたい。

## 2 補助金等の交付・確定事務について

### (1) 補助事業等実績報告書の添付書類について

補助金等の交付・確定事務については、都城市補助金等交付規則(平成18年規則第64号。以下「補助金等交付規則」という。)並びに各補助金等交付要綱及び補助金交付事務の手引等において、具体的な手続が定められている。補助事業等実績報告書の添付書類については、補助金等交付規則第13条は、「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき……は、補助事業等実績報告書(様式第5号)に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。」と規定している。

### (2) 監査の結果

①「ONE+NATION in 都城」開催費補助金及び②大相撲都城場所開催補助金において、実績報告書に添付が義務付けられている領収書の写しが、当該実績報告書に添付されていなかった事例があった(みやこんじょPR課)。

### (3) 監査の意見

補助金等交付規則第13条に規定する「市長が別に定める書類」として、①については「平成28年度『ONE+NATION in 都城』開催費補助金交付要項」第6項第3号において、②については「平成28年度大相撲都城場所開催補助金交付要項」第6項第3号において、それぞれ添付書類として領収書の写しを規定している。しかし、いずれの事例も、領収書の写しの提出に代え

て、担当者による「領収書・帳簿確認書」を作成していた。

領収書（写し）の提出の要否は、補助金等の交付に関する要綱（要項）ごとに取扱いが異なっている。しかし、補助金の額の確定に当たっては、領収書（写し）は必要不可欠な証拠である。

したがって、領収書（写し）については、補助金等交付規則を改正し、提出を義務付けるべきである。

### 3 行政財産の目的外使用等について

#### (1) 行政財産の目的外使用許可並びに使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の規定について

自治法第238条の4第7項は、行政財産の目的外使用の許可について、同法第225条は、使用料について規定している。そして、財務規則及び都城市使用料条例（平成18年条例第100号。以下「使用料条例」という。）においては、行政財産の目的外使用許可並びに使用料及びその減免手続について具体的に定めている。

道路の占用料（以下「道路占用料」という。）の徴収方法等については、道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項本文の規定に基づき、都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号。以下「道路占用料条例」という。）において定めている。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条の規定に基づき、市が設置する都市公園の管理及び運営については、都城市都市公園条例（平成22年条例第42号。以下「都市公園条例」という。）において定めている。

自治法第244条の2第1項の規定に基づき、市が設置する市民広場、公園等の管理及び運営については、都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号。以下「都市公園以外の条例」という。）において定めている。

このように、使用料等は、それぞれの条例において規定しているが、使用料等の金額やその端数処理の方法等については、それぞれ取扱いが異なっている。

#### (2) 監査の結果

##### ア 使用料の徴収について

(ア) 川の駅公園管理業務委託において、都市公園以外の条例で規定されていない「マウンテンバイク」の使用料を、「おもしろ自転車」と同じ使用料で徴収していた事例があった（道路公園課）。

(イ) 北原緑地における行政財産の目的外使用許可において、電話柱の支線2条分の許可及び使用料の徴収をしていなかった事例があった（道路公園課）。

##### イ 使用料等の算定について

(ア) 夏尾診療所の建物の一部の目的外使用について、使用料算定の基礎となる面積を1平方メートル未満を切り上げるべきところ、切り捨てて算定していた事例があった（保険年金課）。

(イ) 市道における電線の道路占用料について、1メートル未満の端数があるときは、1メートルとすべきところ、端数を切り上げず、そのまま算定していた事例があった（維持管理課）。

#### ウ 占用料の端数処理について

(ア) 神柱公園子供広場に設置したテント1張りを算定した公園占用料の額の端数について、1円未満を切り捨てるべきところ、10円未満を切り捨てていた事例があった（道路公園課）。

(イ) 市道に設置した電柱（本柱及び支線柱）の道路占用料の額の1円未満の端数処理について、確定金額である合計額に対して端数処理を行うべきところ、占用物件ごとに端数処理を行っていた事例があった（維持管理課）。

なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第1条は、「国……、地方公共団体……の債権若しくは債務の金額……についての端数計算は、この法律の定めるところによる。」と規定した上、同法第2条第2項は、「……債権の確定金額の全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、……債務の確定金額の全額が1円未満であるときは、その全額を1円として計算する。」と規定している。

また、使用料条例第2条第2項は、「前項の規定により算出して得た1件の使用料の額に……端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」と規定し、端数処理は1件ごとに行うことを明らかにしている。これに対して、道路占用料条例第3条第4号は、占用料の100円未満の取扱いについて「許可1件当たり」と規定しているが、同条第5号は「算定した占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」と規定し、1円未満の端数処理について、許可対象物1個当たりか許可処分1件当たりか明らかでない。

そして、都市公園条例第21条第2項本文後段及び都市公園以外の条例第20条第2項本文後段は、占用料の額の算定、徴収の方法等について道路占用料条例の規定を準用している。

#### エ 使用料等の月割計算について

(ア) 都北緑地の敷地使用料算定において、使用期間が許可日からとなっていたため4か月分（平成29年条例第22号による改正前の使用料条例においては、1月未満のものは1月とされていた。）とすべきところ、3か月分としていた事例があった（道路公園課）。

(イ) 都城市営富吉団地敷地の目的外使用として許可した電柱（本柱、支柱、支線柱、支線）の使用料算定において、使用期間が5月10日から翌年3月31日までのため11か月分（平成29年条例第22号による改正前の使用料条例においては、1月未満のものは1月とされていた。）とすべきところ、12か月分としていた事例があった（建築課）。

(ウ) 上記（イ）の事例において、道路占用料を1年分徴収（山之口総合支所産業建設課）した後、4月末に住宅用の行政財産に用途変更した土地について、改めて目的外使用料を徴収（建築課）した結果、占用料（使用料）を重複して徴収していた事例があった（建築課）。

### (3) 監査の意見

行政財産の目的外使用等については、毎年、今回と同様の指摘をしている。担当者は、関係する法令等に基づく事務処理を励行されたい。特に、事務の引継ぎ、所管換え等財産の事務取扱いの変更があった場合は、留意されたい。

使用料条例第2条第2項は、「使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」と規定しているが、道路占用料条例（他の条例において準用する場合を含む。）については、1円未満の端数については、切り捨てる旨を規定している。使用料等について、端数処理が異なることは、市民の費用負担の不公平や事務処理の過誤につながるため、統一すべきではないか。

## 4 その他について

### (1) 収入における随意契約について

随意契約を定めた自治令第167条の2第1項第2号は、随意契約によることができる場合について、「不動産の買入れ又は借入れ」等のみならず「物品の売払い」を規定している。そして、随意契約によることができる場合について、財務規則第160条第1項は、「財産の買入れ」（第2号）等のみならず「財産の売払い」（第4号）を規定している。したがって、随意契約は、支出のみならず収入についても適用があることは明らかである。

### (2) 監査の結果

「広報都城」の広告料（広報紙掲載の広告枠販売事業）について、随意契約をしているにもかかわらず、随意契約理由書を作成していなかった事例があった（秘書広報課）。

### (3) 監査の意見

自治令及び財務規則上、随意契約は、支出のみならず収入についても適用があることは上記(1)で述べたとおりである。しかし、財務規則第161条第3項は、随意契約理由書の作成について、「支出の原因となる契約」のみを規定している。そうすると、この規定の文字解釈として、「収入の原因」となる随意契約については、適用がないことになる。

しかし、随意契約をする場合に、随意契約理由書を作成する趣旨は、支出のみならず収入についても同様である。したがって、財務規則を改正し、「収入の原因」となる随意契約についても随意契約理由書を作成すべき旨を明らかにする必要がある。

## 第7 まとめ

本年度の監査は、業務委託契約等の履行確認事務、補助金等の交付・確定事務、行政財産の目的外使用等に関する事務について、重点的に実施した。

業務委託契約等の履行確認事務については、毎年、問題点を指摘している。この事務は、受託者から提出された報告書等に基づいて、受託者が行った業務委託の内容がその目的に沿ったもの（受託者の債務の完全履行）であるか否かを検査

するものである。財務規則第139条第1項は、契約に係る支出は、完了検査に合格したものでなければならない旨を規定しているから、この検査の内容は、業務委託契約に基づく支出（市の契約代金債務の履行）の原因となり得るかについて精査するものである。担当者は、業務委託締結時においては、契約相手方や契約金額等については法令等に基づいて、厳格かつ慎重に対応していることに比べると、市民から徴収した税金を支払うという行為に対して、認識が希薄であるといわざるを得ない。

過誤事例等の件数は、昨年度以前に比べて減少していると評価することができる。市長をはじめ、部課長及び担当職員の真摯な事務処理に敬意を表したい。軽微な事務手続の過誤事例等については、別途、事務局長から総務部総務課長等に対して、通知する。

昨年度の監査意見において、行政財産目的外使用のうち、電（話）柱の設置許可等に関する事務処理については、継続性があること、相手方が限定されていること、所管ごとに判断基準を異にすることはないこと、設置許可等の件数が膨大であること、そして、過誤事例が非常に多いこと等から、コンピュータ処理を前提として、その土地を管理する所管課ごとに許可等を行うのではなく、許可等窓口の一本化を検討すべきではないかとの意見を述べたところ、市長からは、これらの設置及び使用料については所管課で使用許可等の事務処理をするのが相当である旨の回答があった。

しかしながら、監査委員が意見を述べた趣旨は、許可等の主体や使用料の金額の統一ではなく、事務手続の簡素合理化を図るための統一である。所管課は、電（話）柱等の設置許可事務について、それぞれの法令等に基づいて処理している。また、所管課は、使用料条例に基づいて使用料を、道路占用料条例、都市公園条例、都市公園以外の条例等に基づいて占用料を、それぞれ徴収している。

電（話）柱の許可申請者が九州電力株式会社、西日本電信電話株式会社等に限定され、また、許可申請件数が膨大であることに鑑み、事務処理の効率化、徴収過誤事案の防止等を図る観点から、使用許可等の申請書及び許可書等の様式や使用料等の積算方法等の事務手続について、一体的な取扱いを検討すべきではないか。

最後に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を担うものである（自治法第1条の2第1項）から、担当者は、前例踏襲ではなく、法令、条例、規則、要綱等に基づいて、契約書等の精査を行い、適正な事務執行に努められたい。

以上、監査により指摘した事項について、適時適切な対応を望むものである。